

飼料自給率向上関連対策

1 飼料自給率向上関連事業の概要

飼料増産総合対策事業

2, 334 (4,239) 百万円

農業農村整備事業のうち畜産公共

33, 041 () 百万円の内数

農業者戸別所得補償制度 (水田活用の所得補償交付金)

228, 431 (216,729) 百万円の内数

産地活性化総合対策事業 (自給率向上重点支援事業 (飼料生産拠点育成型))

10, 704 (6,515) 百万円の内数

戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業

8, 666 () 百万円の内数

農畜産業機械等リース支援事業 (飼料生産拠点育成型)

1, 627 (2,742) 百万円の内数

など

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、資源循環型で飼料基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

(飼料の種類)

飼料は、粗飼料と濃厚飼料に分けられます。

- ① 粗飼料・・・乾牧草、サイレージ (牧草、青刈りとうもろこし、飼料用稲などを発酵させたもの)、稲わら等
- ② 濃厚飼料・・・穀類 (とうもろこし、こうりゃん、大麦、飼料用米)、糠類 (ふすま、米ぬか)、粕類 (大豆油粕、ビール粕、豆腐粕)、エコフィード等

牛等の草食性家畜は粗飼料と濃厚飼料を給与しますが、豚や鶏はほとんど濃厚飼料のみを給与します。

濃厚飼料の原料は、その大宗が海外からの輸入穀物等で、新興国等の穀物需要の増大や異常気象等により世界的に穀物の価格上昇や供給の不安定等が見られます。このため、国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営の実現に向けて国産飼料の生産の拡大を進めています。

また、食品工場やスーパーで発生するパンくずや売残り弁当等食品残さを家畜の飼料として加工、再利用しています (エコフィード：環境にやさしい家畜飼料です)。

政策目標

飼料自給率の向上

26% (平成20年度) → 38% (平成32年度)

<主な内容>

1. 飼料増産総合対策事業

輸入飼料への依存体質から脱却し飼料基盤に立脚した畜産の実現に向けて、国産飼料の生産・利用を拡大するため、コントラクターの育成、高位生産草地への転換及び食品残さの飼料利用等を支援します。

- (1) 高品質・高収量の稲発酵粗飼料の生産・利用及び新たに飼料の生産受託を始める飼料生産組織（コントラクター等）の育成を生産面積に応じて支援します。

国産粗飼料増産対策 1, 214 (2, 399) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：農業者、飼料生産組織等

- (2) 飼料作物作付面積の2/3を占める草地における大幅な収量増を図るための草地改良及び、その効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の安定供給の取組を支援します。

草地生産性向上対策 760 (911) 百万円
補助率：定額、1/2、1/3等
事業実施主体：民間団体等

- (3) TMRセンター等における食品残さの飼料利用拡大や食品産業と畜産農家とのマッチング、エコフィードを給与して生産された畜産物の認証制度の構築等の取組に対し支援します。

エコフィード緊急増産対策 100 (488) 百万円
補助率：定額、1/2
事業実施主体：民間団体

- (4) 飼料用米の円滑な生産拡大及び畜産物の安全確保を図るため、籾米等作物中への農薬残留試験及びこれらを給与した畜産物中の残留試験の取組を支援します。

飼料用米農薬安全確保対策 261 (441) 百万円
補助率：定額
事業実施主体：民間団体

2. 農業農村整備事業のうち畜産公共

新たに創設される戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業等において、大規模な草地畜産の基盤整備を促進し、畜産担い手の育成を支援します。

なお、これまで実施してきた草地畜産基盤整備事業は廃止し、継続地区については新事業により実施予定です。

戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業等 33, 041 (一) 百万円の内数
補助率：50%等
事業実施主体：都道府県、事業指定法人

※ 上記事業以外の飼料対策

○ 農業者戸別所得補償制度のうち水田活用の所得補償交付金（飼料関連部分） （農業生産支援課計上）

水田で飼料作物等の戦略作物を生産する農業者に対して、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を面積払で直接交付。

(1) 戦略作物助成

水田で飼料作物等を生産する農業者に、作付面積に応じて助成します。

- ・ 飼料作物 交付単価：35, 000円/10a
- ・ 飼料用米、稲発酵粗飼料用稲（WCS用稲） 交付単価：80, 000円/10a

(2) 二毛作助成

主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせによる二毛作を行う農業者に、二毛作の戦略作物の作付面積に応じて助成します。

交付単価：15, 000円/10a

(3) 耕畜連携助成

耕畜連携の取組（①飼料用米のわら利用、②水田放牧、③資源循環）を行った農業者に、取組面積に応じて助成します。

交付単価：13,000円/10a

〔農業者戸別所得補償制度のうち水田活用の所得補償交付金
228,431(216,729)百万円の内数
補助率：定額
交付先：農業者、集落営農〕

○ 産地活性化総合対策事業のうち自給率向上にむけた飼料生産拡大の取組に対する支援（新規） (総務課生産推進室計上)

国産粗飼料の広域流通体制の整備、飼料生産組織の経営の高度化や放牧の拡大等による飼料生産流通拠点の形成等を支援するとともに、これらの取組に必要な共同利用施設の整備を支援します。

〔産地活性化総合対策事業のうち
自給率向上重点支援事業（飼料生産拠点育成型）
10,704(6,515)百万円の内数
補助率：1/2, 1/3以内
事業実施主体：協議会、民間団体等〕

○ 戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業（新規）

(総務課生産推進室計上)

戸別所得補償制度導入初年度（平成23年度）における緊急対策として、①WCSの専用機械（ロールベラー、ペールラッパー等）等のリース方式による導入、②飼料用米の乾燥施設、貯蔵施設等の整備を支援します。

〔戦略作物生産拡大関連施設緊急整備事業
8,666(0)百万円の内数
補助率：定額, 1/2以内
事業実施主体：生産者団体等〕

○ 農畜産業機械等リース支援事業のうち飼料生産拠点育成型（新規）

(総務課生産推進室計上)

飼料生産組織の法人化や規模拡大等による経営の高度化及び流通拠点における国産粗飼料の広域流通の推進に必要な農業機械等のリース導入を支援します。

〔農畜産業機械等リース支援事業のうち飼料生産拠点育成型
1,627(2,742)百万円の内数
補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：民間団体、農業者団体等〕

○ 強い農業づくり交付金

(総務課生産推進室計上)

地方の高い自主性と裁量に基づく飼料増産に向けて、簡易作付条件整備等の飼料基盤整備、放牧関連施設や飼料調製・流通・保管施設の整備等の取組を支援します。

〔強い農業づくり交付金
3,127(14,385)百万円の内数
交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体等〕

2 飼料増産総合対策事業 (1) 国産粗飼料増産対策

【1, 214 (2, 399) 百万円】

対策のポイント

国産飼料の一層の生産と利用の着実な拡大による飼料自給率向上を進め、資源循環型で飼料基盤に立脚した力強い畜産経営を確立します。

<背景/課題>

(稲発酵粗飼料の生産)

- ・稲発酵粗飼料(稲WCS)は、稲の穂と茎葉を同時に刈り取ってサイレージ化(発酵)した粗飼料で、平成21年度の作付面積は10,306haとなっており、平成20年度から1,073ha(+12%)拡大しています。
- ・一方、適切な栽培や収穫・調製による品質改善が課題であり、より高品質・高収量な稲WCSの生産・利用を推進することが重要です。

(飼料生産受託組織等の育成)

- ・国産粗飼料の生産拡大を図るためには、飼料生産受託組織(コントラクター)等の飼料生産組織による労働負担の軽減及び飼料生産作業の効率化・低コスト化を促進することが重要です。
- ・コントラクターは、地域の畜産経営に欠かせない存在となっていることから、コントラクターの育成を推進して行くことが必要となっています。

政策目標

飼料自給率の向上

26% (平成20年度) → 38% (平成32年度)

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 飼料生産組織育成(新規)

コントラクター等の育成を図るため、新たに作業受託を始めるコントラクター等に対し、作業受託開始当初3年間に限り、受託面積に応じた支援を直接支払いにより行います。

【補助率：定額】

(2) ハイグレード稲発酵粗飼料利活用推進

飼料作物の中で取組が浅く、現場段階での品質・収量に差が見られる稲発酵粗飼料について、ハイグレード稲発酵粗飼料コーディネーターの指導の下で高品質・高収量な稲発酵粗飼料を生産・利用する取組に対し、飼料の生産面積に応じた支援を直接支払いにより行います。

【補助率：定額(1万円/10a)】

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課(03-6744-2399(直))]

(2) 草地生産性向上対策

【760(911)百万円】

対策のポイント

生産性の低下した草地の高位生産草地等への転換や、優良飼料作物種子の活用を進めるための品種特性調査及び飼料作物種子・飼料用稲専用品種種子の調整保管を支援します。

<背景/課題>

(飼料自給率の向上)

新たな食料・農業・農村基本計画においては、32年度の食料自給率を50%に向上させる目標を設定しており、この中で飼料作物については、単収の増加や作付面積の拡大により、粗飼料自給率を100%、飼料自給率を38%に向上することとしています。

飼料作物の生産拡大のためには、作付面積の2/3を占める草地における大幅な収量増を図るための草地改良の推進や、その効果を最大限引き出すための優良飼料作物種子の活用及び種子の安定供給の推進が課題となっています。

政策目標

飼料自給率の向上

26% (平成20年度) → 38% (平成32年度)

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 高位生産草地等への転換

地域に適合した牧草等の優良品種の導入や、土壌分析に基づく草地の改良の取組を支援します。

【補助率：1/3以内 等】

(2) 優良飼料作物種子の普及・飼料生産技術向上

優良飼料作物種子の普及を進めるための品種特性調査、飼料生産・放牧に関する技術の向上に向けた取組を支援します。

【補助率：定額】

(3) 飼料作物種子の調整保管（新規）

飼料作物種子及び飼料用稲専用品種種子について安定供給を図るための調整保管を支援します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

農業者団体 ((1) の事業)

民間団体等 ((2) 及び (3) の事業)

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課 (03-6744-2399 (直))]

(3) エコフィード緊急増産対策

【100(488)百万円】

対策のポイント

TMRセンター等における食品残さの利用拡大の推進、食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングのための情報整備、エコフィードを給与して得られた畜産物の認証制度の検討等を実施します。

<背景/課題>

エコフィードを生産・利用するためには、食品関連事業者、飼料化業者、畜産農家等の関係者が地域的又は広域的な連携を図るとともに、量的・質的に安定したエコフィードの生産・供給体制を構築する必要があります。

また、更なるエコフィードの利用拡大を図るためには、消費者等を含めた関係者に対する理解醸成等が必要です。

(エコフィードとは)

エコフィードとは、食品残さ等を利用して製造された飼料です。エコフィードの利用は、食品リサイクルによる資源の有効利用のみならず、飼料自給率の向上等を図る上で重要な取組です。

政策目標

飼料自給率の向上

26% (平成20年度) → 38% (平成32年度)

<主な内容>

1 事業内容

(1) 地域未利用資源の利用拡大

地域の畜産農家等が共同で使用するTMRセンター等において、地域で発生する食品残さ(豆腐粕、農場残さ等)の収集や飼料作物(牧草等)の生産により混合飼料を製造する取組に対し支援します。

【補助率：定額、1/2】

(2) 配合飼料原料としてのエコフィードの生産拡大

配合飼料メーカーと食品残さ飼料化業者が連携してエコフィードの生産・利用量を増加させる取組を支援します。

【補助率：定額、1/2】

(3) マッチング・システムの構築

地域において、食品産業(排出側)及び畜産業(利用側)等が、お互いの情報をマッチングするためのシステムの構築を支援します。

【補助率：定額】

(4) 地域未利用資源飼料化確立の支援

マッチングシステムの情報等を活用し、食品残さの飼料化を実現するために必要な実証試験等を支援します。

【補助率：定額】

(5) エコフィード利用畜産物認証制度の構築

消費者の理解の下、畜産農家がエコフィードを安定的に利用するためのエコフィード利用畜産物認証制度の構築を支援します。

【補助率：定額】

2 事業実施主体

民間団体等

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課(03-3591-6745(直))]

(4) 飼料用米農薬安全確保対策

【261(441)百万円】

対策のポイント

飼料用米を” 粳（もみ）” のまま給与する効率的な方法を推進するため、適正な農薬使用を可能とする基準づくりのための試験実施を支援します。

<背景/課題>

(飼料用米の生産)

飼料用米については、食料自給力・自給率向上のための戦略作物として、生産拡大を推進していますが、その効率的な利用のため、鶏を中心に粳のまま給与する方法が期待されております。

一方で、粳を飼料用として給与することについては、農薬の残留についての知見がないため、現在は食の安全・安心に万全を期す観点から、稲の出穂期以降の農薬散布は控える措置が指導されております。

このような中で、粳米利用を安心して拡大するため、粳米及び粳米を給与した畜産物中の農薬の残留についての試験を行い、病虫害防除に必要な農薬の適正使用を可能とし、飼料用米の円滑な生産拡大及び畜産物の安全確保を図ります。

政策目標

飼料自給率の向上

26%（平成20年度） → 38%（平成32年度）

<主な内容>

1. 事業内容

(1) 作物残留試験

稲の病虫害防除のために使用されている農薬について使用基準に基づく使用をした場合の飼料用米（粳米）の農薬残留試験を実施します。

【補助率：定額】

(2) 畜産物の残留試験

使用基準に基づいて農薬を使用した場合について粳米利用の畜産物の農薬残留を評価するための試験を実施します。

【補助率：定額】

2. 事業実施主体

民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産部畜産振興課（03-6744-2399（直））]